

## テレメタリング利用規約

2023. 4. 1  
ソフトバンク株式会社

(テレメタリングにかかる利用の定義)

第1条 テレメタリング（以下「本サービス」といいます。）とは、ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）が、無線基地局設備と契約の申込者が指定する被監視装置（当社が別に定める計量器、故障検知器、位置情報探知器等において把握した各種情報を、電気通信回線を通じて自動的に発信する機能を有する装置（計量器等に組み込まれた装置を含みません。）といいます。）に組み込まれ、付加され又は接続された移動無線装置との間に、当社が指定する電話番号の電気通信回線を設定して、被監視装置と監視装置（情報処理を行う業務用の設備をいいます。）との間の通信（回線交換方式による通信（以下「回線交換通信」といいます。）、パケット交換方式による通信（以下「パケット通信」といいます。）又はユーザ間情報通知（以下「UUI」といいます。））に限り、）のために提供するワイモバイル通信サービスのことをいいます。

(テレメタリングに係る提供条件)

- 第2条 当社は、テレメタリング利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これに基づき本サービスを提供します。
- 2 本サービスにかかる提供条件について、本規約において別段の定めがある場合を除き、ワイモバイル通信サービス契約約款（PHSサービス編）（以下「約款」といいます。）に定める事項を適用するものとします。また、料金については約款の定めにかかわらず、別記料金表に定めるところによるほか、別記料金表に定めのない料金（通話料に限り、）については、ウィルコム通信サービス契約約款に定める料金（料金種別が標準コースであるものの料金額とします。）を準用するものとします。この場合、「ウィルコム通信サービス」を「ワイモバイル通信サービス」と読み替えて適用します。
  - 3 当社は、本サービスをワイモバイル通信サービス契約者に対して提供します。
  - 4 当社は、本規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本規約によります。

(契約の単位)

第3条 当社は、電話番号1番号ごとに1のテレメタリングの提供を受けるための契約（以下「テレメタリング契約」といいます。）を締結します。この場合、テレメタリング契約を締結している者（以下「テレメタリング契約者」といいます。）は、1のテレメタリング契約につき1人に限ります。

(サービス申込の承諾)

- 第4条 テレメタリング契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、通話の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
  - 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
    - (1) 当社が、テレメタリング契約の申込みをした者がテレメタリング以外の利用（緊急通報を除きます。）をするおそれがあると認めたとき。
    - (2) テレメタリング契約の申込みをした者が、ワイモバイル通信サービスに係る料金その他の債務又は当社が別に定める債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
    - (3) その他当社の業務遂行上支障があるとき。

(その他の提供条件)

- 第5条 契約申込の方法、電話番号、利用の一時中断、利用権の譲渡、契約者の地位の承継、契約者の氏名等の変更の届出、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取扱いについては、約款における契約者の規定に準ずるものとします。

(通話時間等の制限)

- 第6条 当社は、通話が著しくふくそうするときは、通話時間又は特定の地域の契約者回線等への通話の利用を制限することがあります。また、この場合によるほか、本サービスに係る通信については、通話が著しくふくそうするときは特定地域の契約者回線等からの利用を制限することがあります。

(料金の支払義務)

- 第7条 テレメタリング契約者は、別記料金表において別段の定めがある場合を除き、本規約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、テレメタリング契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日）について、別記料金表に定める料金の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
    - (1) 利用の一時中断をしたときは、テレメタリング契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
    - (2) 利用停止があったときは、テレメタリング契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。
    - (3) 前2号の規定によるほか、テレメタリング契約者は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
-----	------------

<p>テレメタリング契約者の責めによらない理由によりその本サービスを全く利用することができない状態（当該契約に係る電気通信設備による全ての通話に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。</p>	<p>そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての料金</p>
---	--

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

#### 別記 料金表

#### 通則

##### (料金の計算方法等)

- 1 当社は、テレメタリング契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、基本使用料等および通話料は、料金月に従って計算します。  
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、基本使用料等及び通話料のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割りします。
  - (1) 料金月の起算日以外の日により契約者回線の提供の開始があったとき。
  - (2) 料金月の起算日以外の日により契約の解除があったとき。
  - (3) 料金月の起算日に契約者回線の提供を開始し、その日にその契約の解除があったとき。
  - (5) 第8条第2項第3号の表の規定に該当するとき。
  - (6) (5)の規定により、料金月の起算日の変更があったとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割りは、当該料金月に含まれる日数により行います。この場合、第7条（料金の支払義務）第2項第3号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 2の(6)の規定による月額料金の日割りは、変更後の料金月について行います。
- 5 当社は、当社の業務遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。
- 6 当社は、通話料については通話の種類にかかわらずそのすべての料金を合計した額により、支払いを請求します。

##### (端数処理)

- 7 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、この約款において別段の規定がある場合を除き、その端数を切り捨てます。

##### (料金の支払い)

- 8 テレメタリング契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 9 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

##### (料金の一括後払い)

- 10 当社は、当社に特別の事情がある場合は、テレメタリング契約者の承諾を得て、2月以上の

料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 11 当社は、料金について、テレメタリング契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 12 約款の規定により、この料金表に係る料金について支払いを要する額は、この料金表に規定する額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の減免)

- 13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、約款の規定にかかわらず、臨時にその料金を減免することがあります。

## 料金

### (1) 基本使用料

#### 1 適用

ア 当社は、テレメタリングに係る基本使用料については、同一請求書により請求されるテレメタリングの契約者回線の請求書作成時における総回線数に基づき、2（料金額）に規定する額を適用します。

イ 料金月の起算日以外の日には契約者回線の提供の開始又は契約の解除等があったときは、当該契約者回線にアの規定により適用される基本使用料について、料金表通則第2項の規定に基づき日割りします。

#### 2 料金額

(1 契約ごとに月額)

総回線数区分	料 金 額
1,000 回線未満	700 円 (税抜)
1,000 回線以上	540 円 (税抜)
5,000 回線以上	450 円 (税抜)
10,000 回線以上	300 円 (税抜)

### (2) 通話料

#### 1 適用

テレメタリング契約者は、契約者回線からのパケット通信に係る課金対象パケットの情報量の料金月累計量のうち、2,500 課金単位パケット（基本使用料の支払いを要する日数が当該料金月の日数に満たないときは、その支払いを要する日数に応じて、2,500 課金単位パケットを日割した量）を超える量について1 課金単位パケットまでごとに0.1 円（税抜）として算定した額の通信料の支払いを要します。

## 2 料金額

### 2-1 契約者回線からの非音声通信に係るもの

通話地域区分		料 金 額 (次の秒数までごとに10円(税抜))
同一通話区域内		70秒
隣接通話区域内		60秒
その他の地域		60秒
通話地域間距離	30キロメートルまで	
	60キロメートルまで	45秒
	100キロメートルまで	36秒
	160キロメートルまで	26秒
	160キロメートルを超えるもの	20秒

### 2-2 ユーザ間情報通知に係るもの

区 分	単 位	料 金 額
(1) 契約者回線から行うユーザ間情報通知に係るもの	1 接続ごとに	6円(税抜)
(2) 契約者回線等(当社が別に定める協定事業者の電気通信サービスの契約者回線等に限りません。)から行うユーザ間情報通知に係るもの	1 制御信号ごとに	3円(税抜)

(注) 1 接続とは、1 の呼接続(当社が定めた方法による2以上の連続した呼接続を含みます。)に係る一連の処理手順において伝達される制御信号全体をいいます。

### (3) ユニバーサルサービス料

料金額

約款の料金額に基づく
------------

### (4) 手数料

料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
契約事務手数料	1 テレメタリング契約ごとに	3,000円(税抜)

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から実施します。

(経過措置)

2 平成 31 年 4 月 1 日以降、テレメタリング契約の申込みはできません。なお、この改正規定の際現に、テレメタリングの提供を受けている者が改正前の規定により適用を受けている場合の料金その他の提供条件については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。

(テレメタリング利用規約の廃止)

2 テレメタリング利用規約は、廃止します。